

令和5年度(児童福祉法)高槻市指定障がい児通所支援事業者等集団指導アンケート報告の集計結果について

令和5年度(児童福祉法)高槻市指定障がい児通所支援事業者等集団指導実施後のアンケート報告の集計結果について、概要は次のとおりです。

令和5年度集団指導(講習会形式・インターネットWEB会議)実施日: 令和5年10月3日(火)

アンケート報告の概要

対象: 高槻市指定障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所

対象事業数: 127

対象事業所数: 78

アンケート実施期間: 令和5年10月3日～令和5年12月18日

集計日基準: 令和5年12月18日

アンケート実施・集計: 高槻市福祉指導課 障がい福祉事業チーム

回答数	69	※1人が複数事業所の回答、1事業所で複数名回答をしていることがあるため、回答数と事業所数は一致しない
-----	----	--

サービス種別					
回答	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
回答数	48	1	54	1	3

サービス種別					
回答	障がい児相談支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	※回答もれや誤り等を修正していないため、実際の数とは少し異なります
回答数	9	2	2	5	

質問項目 令和5年度集団指導への出席			
回答	会場への出席	インターネット会議での出席	その他
回答数	8	61	0

※出席率はほぼ100%でした

質問項目 令和5年度集団指導の理解			
回答	理解できた	おおむね理解できた	あまり理解できなかった
回答数	24	45	0

質問項目	虐待防止のための取り組み 事業所では、従業員による虐待を防止するため、どのようなことを行っていますか
回答 (一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に対する研修実施、法人内の虐待防止委員会に参加(事業所内で再度報告・研修) ・虐待防止委員会の規定及び、マニュアルの整備。身体拘束等の適正化のための指針の整備。年2回の虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の開催。職員への研修。外部研修の受講。 ・虐待防止・人権権利擁護研修を毎年1回以上実施。また法人で年間2回 人権権利擁護研修を行っている。全員参加するようにしているが、欠席者には別に回覧または資料を準備 説明を行っている。外部研修として、大阪府等行政または研修移管法人の研修に参加するよう心掛けている。虐待防止セルフチェックシートの実施。その後、虐待防止委員会で振り返りが行われる。 ・マニュアル、規定に基づく委員会の設置と定期開催、施設内虐待防止や人権に関する研修会の開催を毎年行っています。また、日常生活場面において、園児の身体状況等の確認、保護者については、連絡ノート、個人懇談、来園時に家庭内状況の把握に努め、職員については、セルフチェックやクラス会議等の場を活用し園児の対応について協議を行っています。 ・外部の虐待防止研修の受講、日々ミーティング時に利用児童の姿の共有、職員の対応について児発管からの助言、指導。利用児童の言動の考察を伝え、理解に努めてもらうようにしている。 ・年に2回虐待防止研修を行い、スタッフ全員のセルフチェック、施設全体のセルフチェック、再発防止の会議を実施している。また、虐待防止委員会の設置、教室で虐待窓口を設置している。日頃のケース検討などの場面でも、支援の環境設定や手法が虐待に当たらないかの確認も随時行っている。 ・職員に対して虐待研修を行っています。また虐待防止委員会を設置し、センター内の各事業所から保護者、職員からの虐待が発覚、あるいは心配されている事案について報告し、職員同士で共有、検討する機会を設けています。 ・身体拘束適正化および虐待防止委員会として年2回、会議・研修の実施。また、年1回、人権および身体拘束、虐待防止研修の受講。日々、朝礼・終礼を実施し、不適切ケアについて話し合う場を設けている。

質問項目	身体拘束等の適正化(1) 全職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上、実施していますか
回答	はい
回答数	66

質問項目	身体拘束等の適正化(2) 身体拘束等の適正化(1)で、「いいえ」を選択した場合、その理由をご記入ください
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の体調不良が続く、実施日の変更を行ったため現在までにはまだ実施が出来ていない。 ・身体拘束等の適正化については、マニュアル・規定を作成した際、全職員に周知を行なったが、身体拘束等の適正化に特化した研修や深い学びについては、不十分であるといえる。 ・年1回しなればいけないという認識不足

※すでに義務化されております。
身体拘束等の廃止・適正化の取り組みが適切に行われていない場合、減算の対象です。

質問項目	感染症対策の取り組み 感染症対策委員会を設置し、定期的を開催していますか
回答	はい
回答数	53

※令和6年度から義務化されますので、ご対応をお願いします。

質問項目	業務継続計画の取り組み 感染症や非常災害が発生した場合にあっても、利用者に継続してサービスの提供を実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画(BCP)を作成していますか		
回答	はい	まだ作成していない	
回答数	35	34	

※令和6年度から義務化されます。
サービスを必要とする利用者
に、できる限りのサービスを継続
できるよう、非常時の体制や早
期の業務再開に向けた計画の
作成をお願いします。

質問項目	事故防止の取組み 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめマニュアル等により定めていますか		
回答	はい	いいえ	
回答数	68	1	

※万が一事故が発生した際でも
速やかに対応できるよう、あらか
じめ対応方法を想定しておいて
ください。

質問項目	研修の機会の確保 職員の新規採用時に、障がい者虐待防止、身体拘束等の適正化、 感染症対策、非常災害対策、業務継続計画について、研修を実施 していますか			
回答	全て実施してい る	一部実施してい る	実施していない	その他
回答数	25	39	1	4

※良質なサービス提供のためには、
職員研修が欠かせません。
新規採用時の研修プログラムを
あらかじめ作成するなど、「職員
として知っておくべきこと」の伝達
に遺漏がないようにご配慮くださ
い。

質問項目	安全計画の策定 児童の安全を確保するため、事業所設備の安全点検と、事業所内 外での活動について、安全計画を策定していますか		
回答	策定している	まだ策定してい ない	
回答数	26	36	

※令和6年度から義務化されま
すので、ご対応をお願いします。

質問項目	自動車を運行する場合の所在確認		
回答	自動車を運行し ている	自動車を運行し ていない	
回答数	39	23	

質問項目	自動車を運行するとき、児童の所在把握のために行っていることを記載してください		
回答 (一部)	<ul style="list-style-type: none"> 置き去り防止装置を取り付け済。 利用児の乗降車時はチェック表にて確認している。 当該児童が何時分何分～何時何分までどの車両に乗車したのかの記録しています。(普段の送迎時、外出時ともに) 送迎ルートを定め時刻表通りの運行を原則としており、各バスには添乗職員がスマートフォンを携帯し連絡を取り合う。 送迎記録の書式の変更を行い、乗車、下車人数を記入する形にした。出欠確認を行い、到着後人数再確認を行っている。 事業所到着時には運転者と事業所の職員のダブルチェック、到着した利用者様の名前、時間を記入。送迎表にて置き去りがないかチェック。 運行表に児童名を記入してチェックにも活用。添乗員は、降車後、自分のルートの児童の記録に検温記入。 運行記録の書式の変更。乗車、下車人数を記入する形にした。出欠確認を行い、到着後 人数再確認。 		

※自動車を運行するとき(送迎
時に限らず、その他活動のため
自動車運行する場合も含む)
は、点呼等で児童の所在を確認
することが義務化されておしま
す。安全装置を設置するだけで
は十分ではありません。

質問項目	安全装置の整備 送迎を目的とした自動車を運行している場合、安全装置を備えていますか			
回答	送迎を実施して おり、3列以上の 車には安全装置 を整備済	送迎を実施して おり、安全装置 の整備がまだ	送迎を実施して いるが、3列以 上の車では送 迎を行っていな い	送迎を実施して いない
回答数	17	21	2	22

質問項目	「安全装置の整備がまだ」の場合は、児童の所在確認のため代替措置方法を記載ください		
回答 (一部)	<ul style="list-style-type: none"> 業者の見積もりを行ったが、取り付けはまだできていない。 今後、整備していく予定。 添乗員による点呼、目視等による確認。下車後、運転手が確認する。 送迎表により、乗降者の確認を行っている。 児童降車の確認と報告。全児童降車完了後の車内の確認、報告をしている。 運転日誌に所在把握のチェック欄を追加し、乗車の前後で記録するようにしています。 		

※令和6年度から義務化されま
すので、至急ご対応お願いま
す。
令和5年度の安全装置の整備
は経過措置期間中ですが、代替
措置は必須となっております。

質問項目	アンケート(1) 集団指導で参考になった内容
回答 (一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・義務付けされていること、令和6年度から義務付けられることについて、事業所がすべきことが確に書かれていたので、とても参考になりました。 ・安全計画の義務化や児童発達支援管理責任者の資格要件についての注意点等、来年度の運営に向けて確認すべき事項が明確に示されており参考になりました。 ・コロナ中にOKだったことがNGになっている内容は明確に説明いただけて理解できました。 ・BCP、感染症、安全確認、車内見通し防止、所在確認、虐待防止、身体拘束適正化についての実施義務と記録の必要性について、今回の指導内容を踏まえて子どもの生命や最善の利益を保障する観点からも改めて必要性を実感しました。 ・児童発達支援管理責任者の更新研修について深く学べた。人員配置や定員について、高槻市の条例の再確認ができた。 ・人員等の基準等の変更点他、丁寧に説明いただき、整理や確認ができた。

質問項目	アンケート(2) 集団指導の内容について(自由記載)
回答 (一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年に一度ですが、内容の濃いものだと感じています。改めて確認する機会となり、気持ちが引き締まります。 ・義務化が多くなり、定期的に研修や会議を行う機会が増えてくるので、業務を計画立てて行っていく必要を感じました。児童が来所するまでの時間を充実したものにしていけたらと思います。 ・要点もまとめており、わかりやすく説明をしていただいたのですが、膨大な資料と内容だったためしつかりと理解するためには開催時間が足りないように感じました。 ・大阪府の資料ではなく、高槻市で資料を準備いただき、要点をまとめて説明いただいていると感じます。どうしても説明の範囲が広く、これ以上盛り込もうとするのであれば、現在の開催時間では足りないということになります。制度の変更(報酬改定)等、重大な変更等がある場合、面倒だとは思いますが、柔軟に臨時で集団指導等をしていただけるとありがたいと思います。 ・時間内で難しいことは承知の上ですが、義務化項目に関しての具体的な手続き・手順を詳しく説明頂けると即座に対応していけると思いました。 ・質疑応答がないので、質問ができればいいと思います。 ・市内で通報があった虐待件数のうち、認定された数字は教えていただきましたが、どのようなことが認定に当たるのか、集団指導内でなくても、認定事案の詳細を教えてください、事業所内研修で共有できると、一人一人の職員の言動抑止や虐待にあたるかもしれない意識が高まるのではないかと思います。 ・義務化される事項の内容は、子どもの安全を考えての計画だと思うので周知し、実施していかねばならないと思いました。

いたらない点も多かったと存じますが、多数ご意見をいただき、ご協力に感謝いたします。集団指導は、全ての事業者に対し、全体のレベルアップを図ることを目的として実施していますので、その効果が発揮されることを期待しています。

いただいた数々のご意見は、今後の実施方法の参考とさせていただきます。

質問項目	アンケート(3) 今後の集団指導の開催方法について、最も近い意見を選択してください。		
回答	インターネット会議での開催が望ましい	動画配信(YouTube等)が望ましい	その他
回答数	29	33	8

質問項目	アンケート(4) その他意見(自由記載)があれば、ご記入ください
回答 (一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬算定の内容をもう少し詳しく知りたいと感じました。 ・年末あたりに制度が変わることが国から通達され、対応に追われるというのを聞き、年始でどこも忙しいときかと思いますが、変更となった点を、直接説明をしていただける場が欲しいなと思いました。 ・行政の方とお話しする機会がもっとあればいいなと思います。